給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第５号
神奈川県平塚市南金目1440番地の１
再生債務者　池田　　敦
１　決定年月日時　平成23年11月７日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月12日から平成23年12月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２３年（再ロ）第１００１０号
長崎県長崎市戸石町500番地420
再生債務者　上野　直彦
１　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月12日から平成23年12月26日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第３号
長崎県諫早市多良見町囲307番地２　県央警察官待機宿舎Ｂ棟807号
再生債務者　林　　邦治
１　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月12日から平成23年12月26日まで
長崎地方裁判所大村支部

平成２３年（再ロ）第１２号
福岡県福津市若木台２丁目22番地の３
再生債務者　柳谷　健治
１　決定年月日時　平成23年11月４日午後２時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月９日から平成23年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再ロ）第２号
三重県度会郡度会町棚橋1868番地97
再生債務者　佐久間功夫
１　決定年月日時　平成23年11月７日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月５日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月12日から平成23年12月26日まで
津地方裁判所伊勢支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１００１号
茨城県日立市川尻町７丁目18番５号
再生債務者　臼井　雅幸
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年11月28日まで
平成23年11月７日　水戸地方裁判所日立支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１号
群馬県館林市富士見町17番21号
再生債務者　石見　之孝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年10月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月７日
前橋地方裁判所太田支部民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第２号
北海道釧路郡釧路町雁来５番地24
再生債務者　根岸　克哉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月２日　釧路地方裁判所

平成２３年（再ロ）第１号
広島県福山市春日町２丁目６番２―506号
再生債務者　松井　正嗣
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年10月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月７日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（再ロ）第８号
福島県郡山市富久山町久保田字水口57番地の１
再生債務者　佐藤　清美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年10月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月７日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２３年（再ロ）第２号
宮崎県日向市大字財光寺1278番地１
再生債務者　那須　一美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年11月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月７日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（再ロ）第２号
福島県いわき市小名浜相子島字永夫17番地の４
再生債務者　金今　正明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月７日
福島地方裁判所いわき支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１５年（再ロ）第１号
北海道岩内郡岩内町字万代２番地の７　幸ツビル２Ｆ―Ｄ室
再生債務者　近藤　直樹
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成15年11月４日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年11月４日　札幌地方裁判所岩内支部

平成22年度外務省共済組合の決算に関する公告

平成 23 年 11 月 15 日
東京都千代田区霞が関２―２―１
外務省共済組合

１　短期経理

貸借対照表の要旨
（平成23年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	1,847	流動負債	40
		固定負債	192
		剰余金	1,615
合　計	1,847	合　計	1,847

損益計算書の要旨
（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	2,357	経常収益	3,041
特別損失	1	特別利益	2
当期利益金	685		
合　計	3,043	合　計	3,043

２　業務経理

貸借対照表の要旨
（平成23年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	23	流動負債	4
固定資産	7	剰余金	26
合　計	30	合　計	30

損益計算書の要旨
（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	7	経常収益	15
当期利益金	8		
合　計	15	合　計	15

３　保健経理

貸借対照表の要旨
（平成23年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	69	流動負債	9
		剰余金	60
合　計	69	合　計	69